

「一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（ヘリコプター）」の一部改正について

改正案	現行
令和4年10月7日 制定（国空無機第228884号） <u>令和7年12月5日 改正（国空無機第298768号）</u>	令和4年10月7日 制定（国空無機第228884号）
一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（ヘリコプター）	一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（ヘリコプター）
国土交通省航空局安全部無人航空機安全課	国土交通省航空局安全部無人航空機安全課
<p>I. 総則</p> <p>1. 無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の実地試験（以下「実地試験」という。）を行う場合は、無人航空機<u>操縦士</u>実地試験実施基準（以下「<u>実施基準</u>」といふ。）及びこの細則による。</p> <p>2. ~4. (略)</p> <p>5. 試験員補助員は<u>試験</u>を行う者に所属する者であり、無人航空機の飛行原理、実技試験の具体的な内容及び手順並びに減点適用基準を理解していること。</p> <p>6. 試験員補助員は、<u>試験員</u>に対して、所要の地点への到達、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを、知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。</p> <p>7. <u>試験員又は試験員補助員</u>は、実技試験の各科目開始前に風速計を用いて風速を計測し、<u>実施基準</u>に記述された基準未満の風速で</p>	<p>I. 総則</p> <p>1. 無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の実地試験（以下<u>単に</u>「実地試験」という。）を行う場合は、無人航空機<u>操縦者</u>実地試験実施基準及びこの細則による。</p> <p>2. ~4. (略)</p> <p>5. 試験員補助員は<u>指定</u>を行う者に所属する者であり、無人航空機の飛行原理、実技試験の具体的な内容及び手順並びに減点適用基準を理解していること。</p> <p>6. 試験員補助員は、<u>試験員及び受験者</u>に対して、所要の地点への到達、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを、知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。</p> <p>7. <u>実技試験を実施するとき</u>は、実技試験の各科目開始前に風速計を用いて風速を計測し、<u>無人航空機操縦者</u>実地試験実施基準</p>

<p>あることを確認すること。</p> <p>8. 試験員又は試験員補助員は、<u>実地試験</u>の内容を記録し、採点及び合否判定の結果についても記録すること。</p> <p>9. <u>安全確保に必要と判断される場合、試験員又は試験員から指示を受けた試験員補助員若しくは受験者補助員（実技試験を補助する者をいう。以下同じ。）が受験者に代わって操縦を行う。</u>  <u>受験者補助員は、緊急時の安全確保の観点から、必要に応じて受験者が配置するものとする。</u></p> <p>10. <u>受験者補助員は、実技試験を実施する無人航空機の種類について、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有すること。</u></p> <p>11. <u>実施基準の3-8に記載されたやむを得ない事由により実地試験を中止する場合を除き、各試験科目に係る実地試験はその日に完了すること。</u></p> <p>12. <u>実技試験及び口述試験（機体及び操縦装置を作動させて行うものに限る。）にあたり、受験者、試験員、試験員補助員及び受験者補助員は、ヘルメット、保護メガネ等の保護具を着用すること。</u></p>	<p>に記述された基準<u>以下</u>の風速であることを確認すること。</p> <p>8. 試験員又は試験員補助員は、<u>実技試験</u>の内容を記録し、採点及び合否判定の結果についても記録すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>II. 実地試験の減点適用基準</u></p> <p><u>1. 口述試験（飛行前点検）の減点適用基準</u></p> <p><u>1-1 口述試験のうち、飛行空域及びその他の確認、作動前点検及び作動点検の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。</u></p> <p><u>1-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

の減点を行うこととする。

1-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。

1-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

1-5 飛行前点検に係る口述試験を通じて、減点細目に該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いものみを適用して減点を行う。

1-6 回答又は点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に回答、点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ未回答、点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
航空法等の違反	不	<ul style="list-style-type: none"><li>受験者が、アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあると試験員が判断したとき</li><li>受験者が必要な機材、機体及び試験場を準備する場合に屋外での試験について次に掲げる事項が判明したとき<ul style="list-style-type: none"><li>飛行させる無人航空機の登録を受けていない</li><li>飛行させる無人航空機に登録記号の表示又は登録記号を識別するための措置を講じていない</li></ul></li></ul>

		<p>・受験者が飛行に必要な法第 132 条の 85 第 2 項又は法第 132 条の 86 第 3 項若しくは第 5 項第 2 号に規定された国土交通大臣による許可又は承認を取得していない又は技能証明及び機体認証を得ていない（ただし、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長が認めた場合を除く。）</p>	
<u>危険な操作</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な速度（概ね 5 m/s 以上）で機体を飛行させたとき</li> <li>・試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき</li> <li>・合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき</li> <li>・周囲の安全を確保することなく推進系統等を作動させて点検を行ったとき</li> </ul>	
<u>墜落、損傷、制御不能</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機体を墜落させたとき</li> <li>・機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき</li> <li>・機体を損傷させたとき</li> <li>・機体を制御不能に陥らせたとき</li> </ul>	
<u>不正行為</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき</li> <li>・受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき</li> </ul>	

		<u>たとき</u>	
<u>点検漏れ</u>	10	・ <u>実技試験において行う飛行のために必要な点検を一つでも行わなかったとき</u>	
<u>日常点検記録の記載漏れ又は誤り</u>	5	・ <u>提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき又は誤りがあったとき</u>	
<u>日常点検記録の軽微な誤り</u>	1	・ <u>提供された様式の記入方法に従わずに記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき</u>	
<u>2. 実技試験の減点適用基準</u>			<u>II. 実技試験の減点適用基準</u>
<p><u>2-1</u> 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。</p> <p><u>2-2</u> 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</p> <p><u>2-3</u> 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</p> <p><u>2-4</u> 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、</p>			<p><u>1.</u> 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。</p> <p><u>2.</u> 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</p> <p><u>3.</u> 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</p> <p><u>4.</u> 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合</p>

実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

2-5 実技試験では、減点区画にメインローターマストが進入した場合は、減点対象となる。ただし、移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入については、試験員が受験者に進入した旨を知らせた後、速やかに飛行経路に復帰した場合は、減点を行わない。

2-6 不合格区画に機体のメインローターマストが進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。

2-7 制限時間の対象は、各試験科目において指定がない限り、試験員が受験者に離陸を指示した時刻から機体が着陸した時刻までの時間とする。

2-8 減点の対象は、各試験科目において指定がある場合、その指定に従うこととする。

減点細目	減点数	適用事項
(略)		

は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

5. 実技試験では、減点区画にメインローターマストが進入した場合は、減点対象となる。ただし、移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入については、試験員補助員が進入を知らせた後、速やかに飛行経路に復帰した場合は、減点を行わない。

6. 不合格区画に機体のメインローターマストが進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。

7. 制限時間の対象は、各試験科目の減点適用基準において指定がない限り、試験員が受験者に離陸を指示した時刻から機体が着陸した時刻までの時間とする。

(新設)

減点細目	減点数	適用事項
(略)		

危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な速度（<u>概ね</u> 10m/s 以上）で機体を飛行させたとき</li> <li>試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき</li> <li>合理的な理由なく飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき</li> </ul>	危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な速度（<u>おおむね</u> 10m/s 以上）で機体を飛行させたとき</li> <li>試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき</li> <li>合理的な理由なく飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき</li> </ul>
墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> <li>機体を墜落させたとき</li> <li>機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき</li> <li>機体を損傷させたとき</li> <li>機体を制御不能に陥らせたとき</li> <li>円周飛行において、設定された円形の飛行経路<u>の中心を含まず</u>周回させたとき</li> <li>高高度飛行において、高高度でのホバリングを維持できず、ホバリング開始地点から大きく逸脱し、速やかに復帰できない又はホバリング開始時の高度から高度が±15 メートル以上変動したとき</li> </ul>	墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> <li>機体を墜落させたとき</li> <li>機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき</li> <li>機体を損傷させたとき</li> <li>機体を制御不能に陥らせたとき</li> <li>円周飛行において、設定された円形の飛行経路<u>中心より手前で</u>周回させたとき</li> <li>高高度飛行において、高高度でのホバリングを維持できず、ホバリング開始地点から大きく逸脱し、速やかに復帰できない又はホバリング開始時の高度から高度が±15 メートル以上変動したとき</li> </ul>
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> </ul>	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> </ul>

指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験員の指示と異なる手順で飛行させたとき</li> <li>試験員の指示と異なる方向に機体を移動させたとき又は指示と異なる機体の姿勢変化をさせたとき</li> <li>次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたとき（注3）</li> <li>試験員の指示を受ける前に機体の移動又は姿勢変化をさせたとき</li> <li>メインローターマストを減点区画に侵入させたにも関わらず、機体を速やかに飛行経路に復帰させなかつたとき（注4）</li> <li><u>試験員が指示した高度と明らかに異なる高度で飛行させたとき</u></li> </ul>	指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験員の指示と異なる手順で飛行させたとき</li> <li>試験員の指示と異なる方向に機体を移動させたとき又は指示と異なる機体の姿勢変化をさせたとき</li> <li>次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたとき（注3）</li> <li>試験員の指示を受ける前に機体の移動又は姿勢変化をさせたとき</li> <li>メインローターマストを減点区画に進入させたにも関わらず、機体を速やかに飛行経路に復帰させなかつたとき（注4）</li> </ul> <p><u>（新設）</u></p>
（略）	（略）	・（略）	（略）	（略）	・（略）
<p>注1 減点区画への移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入については、<u>試験員が受験者に進入を知らせた後</u>、機体を速やかに飛行経路に復帰させた場合は、減点を行わない。</p> <p>注2～8（略）</p>					
<p><u>3. 口述試験（飛行後の点検と記録）の減点適用基準</u></p> <p><u>（新設）</u></p>					

3-1 口述試験のうち、飛行後点検及び飛行後の記録の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。

3-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。

3-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。

3-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

3-5 飛行後の点検と記録に係る口述試験において、点検漏れ、日常点検記録の記載漏れ又は誤り及び日常点検記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合は、このうち最も減点数が高いものを適用して減点を行う。

3-6 飛行後の点検と記録に係る口述試験を通じて、飛行記録の記載漏れ又は誤り及び飛行記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いものを適用して減点を行う。

3-7 点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目

減点数

適用事項

<u>不正行為</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき</li> <li>受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき</li> </ul>	
<u>点検漏れ</u>	<u>5</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛行後の機体の状態を確認するためには必要な点検を一つでも行わなかったとき</li> </ul>	
<u>日常点検記録の記載漏れ又は誤り</u>	<u>5</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき又は誤りがあったとき</li> </ul>	
<u>飛行記録の記載漏れ又は誤り</u>	<u>10</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供される飛行日誌の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき</li> <li>飛行時間の計算に誤りがあったとき</li> </ul>	
<u>日常点検記録の軽微な誤り（注）</u>	<u>1</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供された様式の記入方法に従わずに記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき</li> </ul>	

<u>飛行記録の軽微な誤り</u>	<u>1</u>	<p>・ 提供された様式の記入方法に従わずに記録し、飛行年月日、離陸場所又は着陸場所等を誤って記載を行ったとき</p>	
<u>注</u> 口述試験（飛行前点検）において誤った記載等が行われ、減点を行っている場合には、当該事項について改めて減点を行わない。			
<p><u>4. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）の減点適用基準</u></p> <p><u>4-1</u> 口述試験のうち、事故又は重大インシデントの説明及び事故等発生時の処置の説明の科目については、抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。</p> <p><u>4-2</u> 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の場合は、5点を減点する。</p>		<p><u>5. 机上試験の減点適用基準</u></p> <p><u>5-1</u> 回答内容に誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</p> <p><u>5-2</u> 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</p>	<u>(新設)</u>
<p><u>III. 基本に係る実地試験</u></p> <p>1. 一般（略）</p>		<p>II. 基本に係る実地試験</p> <p>1. 一般（略）</p>	

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
2-1	(略)	(略)	10分

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
2-1	(略)	(略)	<u>1. 誤りがあつた場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

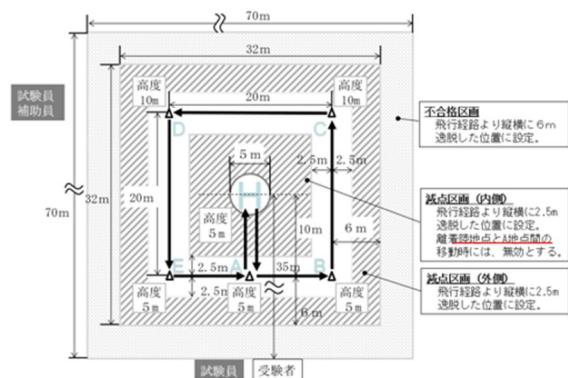
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>

3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。  確認事項（例） (1)・(2)（略） (3)必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5)（略）	<u>3分</u>	3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。  確認事項（例） (1)・(2)（略） (3)必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5)（略）	<u>3-1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>																			
				3-2	(略)	(略)																				
				3-3	(略)	(略)																				
				4. 実技試験 試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。		4. 実技試験 試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td>番号</td><td>科目</td><td>実施要領</td><td><u>制限時間</u></td></tr> </table>				(略)				番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td>番号</td><td>科目</td><td>実施要領</td><td><u>減点適用基準</u></td></tr> </table>				(略)				番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>			
(略)																										
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>																							
(略)																										
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>																							

4-1	(略)	(略)	<u>8分</u>	4-1	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は8分とする。</u>
4-2	(略)	(1) GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFFの状態で、機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度5メートルまで上昇し、5秒間ホバリングを行う。 (2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で、 <u>機体の</u> 機首を進行方向に向けた状態での円周飛行を、連続して <u>2</u> 周行う。 (3) 機首を(2)と逆方向に向け、逆方向の円周飛行を連続して <u>2</u> 周行う。 (4) 完了後、着陸を行う。 <u>※速度制御のため、1周終了</u>	<u>10分</u>	4-2	(略)	(1) GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFFの状態で、機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度5メートルまで上昇し、5秒間ホバリングを行う。 (2) 試験員が口頭で指示する飛行経路及び手順で、機首を進行方向に向けた状態での円周飛行を、連続して <u>2</u> 周行う。 (3) 機首を(2)と逆方向に向け、逆方向の円周飛行を連続して <u>2</u> 周行う。 (4) 完了後、着陸を行う。	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は10分とする。</u> <u>3. 速度制御のため、一周終了ごとに停止することを減点対象としない。</u>

		<u>するごとに停止することを減点対象としない。</u>		4-3	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は15分とする。</u>
4-3	(略)	(略)	<u>15分</u>				

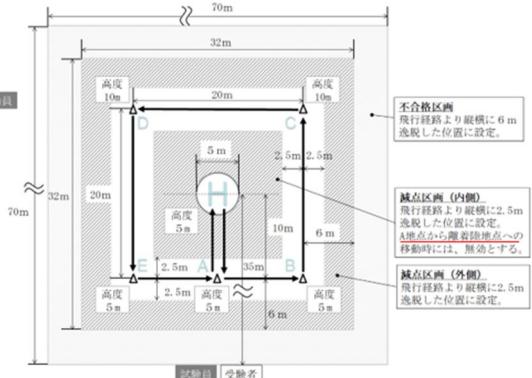
4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路



(略)

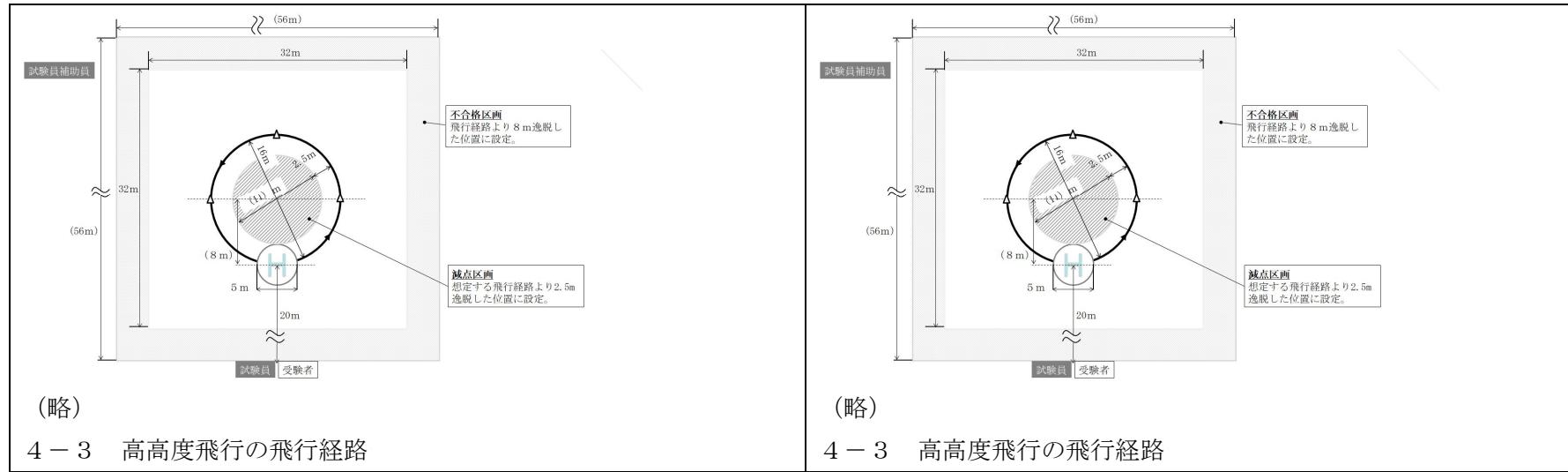
4-2 円周飛行の飛行経路

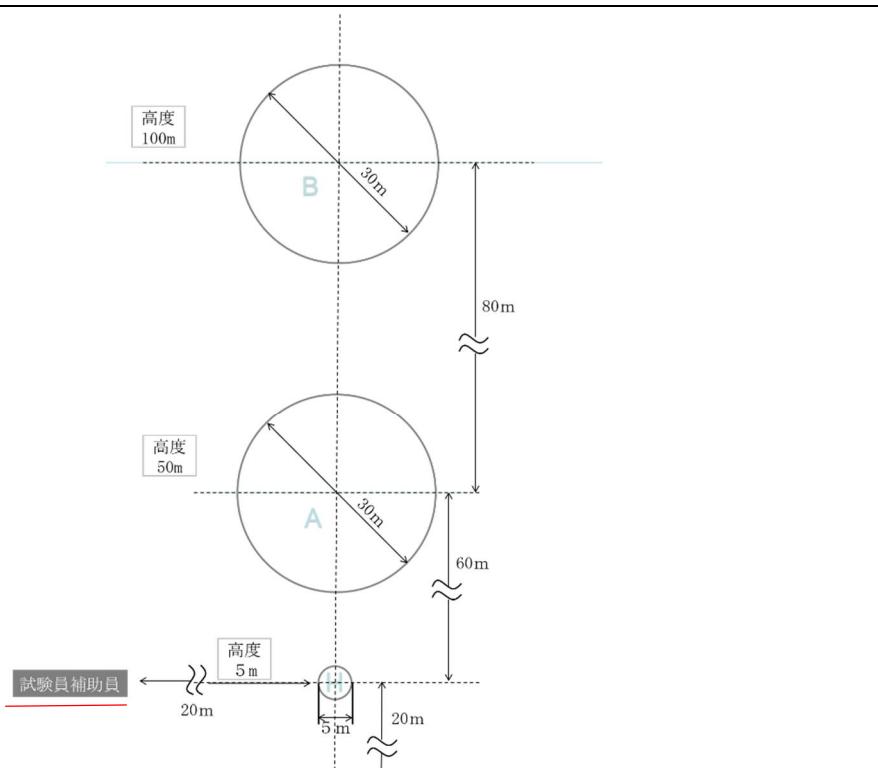
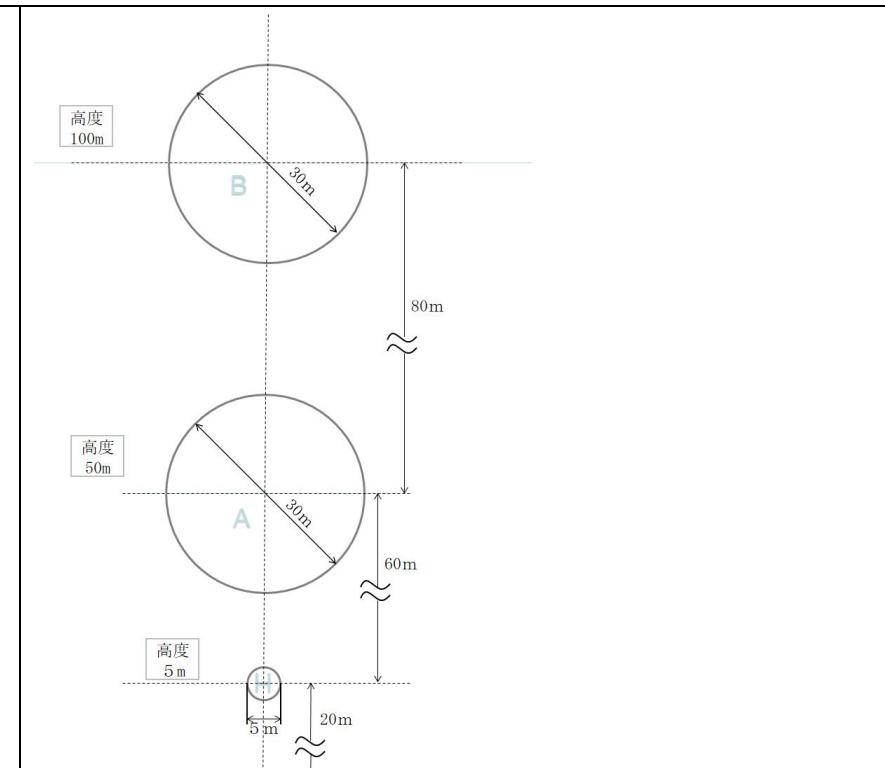
4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路



(略)

4-2 円周飛行の飛行経路



																									
<p>(略)</p> <p>5. 口述試験（飛行後の点検と記録）</p> <p>試験科目の実施要領及び<u>制限時間</u>は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="233 1143 1111 1365"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th><u>制限時間</u></th> </tr> <tr> <td>5-1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>5-1から</u></td> </tr> </table>	(略)				番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	5-1	(略)	(略)	<u>5-1から</u>	<p>(略)</p> <p>5. 口述試験（飛行後の点検と記録）</p> <p>試験科目の実施要領及び<u>減点適用基準</u>は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1111 1143 1996 1365"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th><u>減点適用基準</u></th> </tr> <tr> <td>5-1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>点検結果の記載漏れ又は誤</u></td> </tr> </table>	(略)				番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>	5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏れ又は誤</u>
(略)																									
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>																						
5-1	(略)	(略)	<u>5-1から</u>																						
(略)																									
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>																						
5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏れ又は誤</u>																						

5-2	(略)	(略)	<u>5-2まで を通じて10 分</u>				<u>りが一つでも あった場合、5 点を減点する。</u>																												
				5-2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又 は誤りが一つ でもあった場 合、10点を減点 する。</u>																												
6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告） 試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。				6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告） 試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th><u>制限時間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>3分</u></td> </tr> </tbody> </table>				(略)				番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	6-1	(略)	(略)	<u>3分</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th><u>減点適用基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>1.抜け又は誤 りがあった場 合、5点を減点 する。</u> <u>2.回答時間3 分以内に回答 できること。未 回答の場合は、 5点を減点す る。</u></td> </tr> <tr> <td>6-2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>1.抜け又は誤 りがあった場</u></td> </tr> </tbody> </table>				(略)				番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>	6-1	(略)	(略)	<u>1.抜け又は誤 りがあった場 合、5点を減点 する。</u> <u>2.回答時間3 分以内に回答 できること。未 回答の場合は、 5点を減点す る。</u>	6-2	(略)	(略)	<u>1.抜け又は誤 りがあった場</u>
(略)																																			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>																																
6-1	(略)	(略)	<u>3分</u>																																
(略)																																			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>																																
6-1	(略)	(略)	<u>1.抜け又は誤 りがあった場 合、5点を減点 する。</u> <u>2.回答時間3 分以内に回答 できること。未 回答の場合は、 5点を減点す る。</u>																																
6-2	(略)	(略)	<u>1.抜け又は誤 りがあった場</u>																																

6-2	(略)	(略)	<u>3分</u>					<u>合、5点を減点する。</u> <u>2.回答時間3分以内に回答できること。未回答の場合は、5点を減点する。</u>
-----	-----	-----	-----------	--	--	--	--	---

IV. 昼間飛行の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)
2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
2-1	(略)	(略)	<u>10分</u>

V. 昼間飛行の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)
2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
2-1	(略)	(略)	<u>1.誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2.回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
3 - 1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3) 必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	<u>3分</u>
3 - 2	(略)	(略)	<u>3 - 2 から 3 - 3 までを通じて 20分</u>
3 - 3	(略)	(略)	<u>3 - 2 から 3 - 3 までを通じて 20分</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
3 - 1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3) 必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	<u>3 - 1 の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は 3 - 2 及び 3 - 3 の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>
3 - 2	(略)	(略)	
3 - 3	(略)	(略)	

#### 4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
4-1	(略)	(略)	<u>10分</u>

4-1 スクエア飛行の飛行経路 (略)

#### 5. 口述試験 (飛行後の点検と記録)

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
5-1	(略)	(略)	<u>5-1から5-2までを通じて10分</u>

#### 4. 実技試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
4-1	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は10分とする。</u>

4-1 スクエア飛行の飛行経路 (略)

#### 5. 口述試験 (飛行後の点検と記録)

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。</u>

5 – 2	(略)	(略)	<u>5 – 1 から</u> <u>5 – 2 までを</u> <u>通じて10分</u>	5 – 2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又</u> <u>は誤りが一つ</u> <u>でもあった場</u> <u>合、10点を減点</u> <u>する。</u>
-------	-----	-----	--	-------	-----	-----	--

## V. 目視内飛行の限定変更に係る実地試験

### 1. 一般

1-1～1-3 (略)

1-4 試験に用いる機体によって、目視外での飛行ではない離着陸及びホバリングを受験者補助員が補助することを認める。この場合、十分安全な高度で受験者と操縦を代わることとする。また、受験者補助員は、機体を目視できる範囲内かつ不合格区画外であって、自らの安全を確保することができる地点において操縦するものとする。

1-5～1-6 (略)

### 2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
2 – 1	(略)	(略)	<u>10分</u>

## V. 目視内飛行の限定変更に係る実地試験

### 1. 一般

1-1～1-3 (略)

1-4 試験に用いる機体によって、目視外での飛行ではない離着陸及びホバリングを受験者と別の者が補助することを認める。この場合、十分安全な高度で受験者と操縦を代わることとする。また、受験者を補助する者は、機体を目視できる範囲内かつ不合格区画外であって、自らの安全を確保することができる地点において操縦するものとする。

1-5～1-6 (略)

### 2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
2 – 1	(略)	(略)	<u>1. 誤りがあつた場合に、1問</u>

								につき 5 点を減点する。
								2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。

### 3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3)必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	3分

								につき 5 点を減点する。
								2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。

### 3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3)必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	3-1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤り

3 - 2	(略)	(略)	<u>3 - 2 から 3 - 3 までを通じて 20分</u>	3 - 2	(略)	(略)	<u>が一つでもあった場合、10点を減点する。</u>
3 - 3	(略)	(略)	<u>3 - 2 から 3 - 3 までを通じて 20分</u>	3 - 3	(略)	(略)	

#### 4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
4 - 1	(略)	(略) <u>※目視外飛行を行う（2）から（4）までを減点対象とする。</u>	<u>12分</u> <u>※制限時間の対象は（2）から（4）までの飛行とする。</u>

#### 4. 実技試験

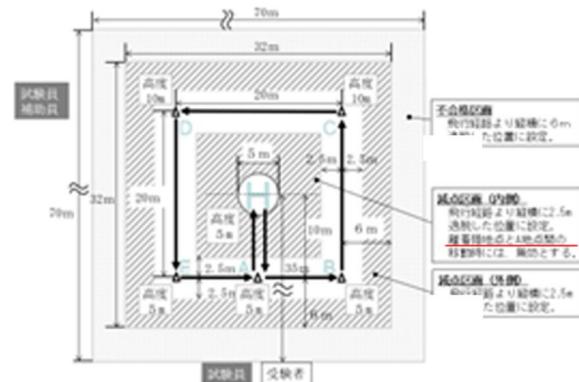
試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4 - 1	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 目視外飛行を行う（2）から（4）までを減点対象とする。</u> <u>3. 制限時間は</u>

							12分とし、(2)から(4)までの飛行時間が制限時間を超えないこと。
4-2	(略)	<p>(1) GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFFの状態で、目視内で機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度3.5メートルまで上昇し、ホバリングを行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6)ホバリング完了後、受験者は、試験員から伝えられた緊急着陸地点をカメラで確認し、緊急着陸地点までの経路に障害物がないことを確認した上で、機首を進行方向に向けた状態で緊急着陸地点に移動する。</p> <p>(7)緊急着陸地点への移動完了後、緊急着陸地点に障害物がないことを確認し</p>	<p><u>5分</u></p> <p><u>※制限時間の対象は(4)から(7)までの飛行とする。</u></p>	4-2	(略)	<p>(1) GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFFの状態で、目視内で機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度3.5メートルまで上昇し、ホバリングを行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 試験員の指示でホバリング 完了後、受験者は、試験員から 伝えられた緊急地点をカメラで確認し、緊急着陸地点までの経路に障害物がないことを確認した上で、機首を進行方向に向けた状態で緊急着陸地点に移動する。</p> <p>(7) 移動完了後、試験員の</p>	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2 目視外飛行を行う(4)から(7)までを減点対象とする。</u></p> <p><u>3. 制限時間は5分とし、(4)から(7)までの飛行時間が制限時間を超えないこと。</u></p>

		<p>た上で、高度3.5メートルまで機体を降下させる。（高度3.5メートルまでの降下完了で着陸とみなす。）</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>※目視外飛行を行う（4）から（7）までを減点対象とする。</u></p>		<p><u>指示</u> で受験者は着陸地点の障害物の問題がないことを確認した後、高度3.5メートルまで機体を降下させる。（高度3.5メートルまでの降下完了で着陸とみなす。）</p> <p>(8) (略)</p>	
--	--	---	--	--	--

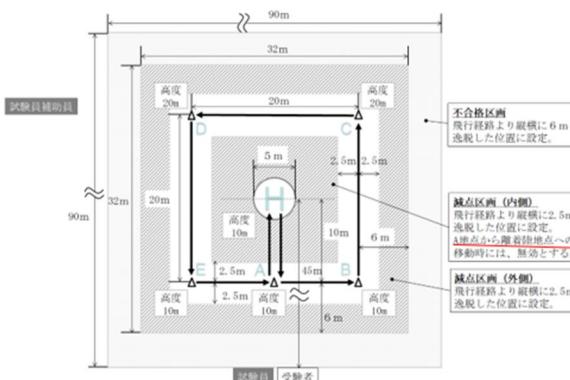
4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路



(略)

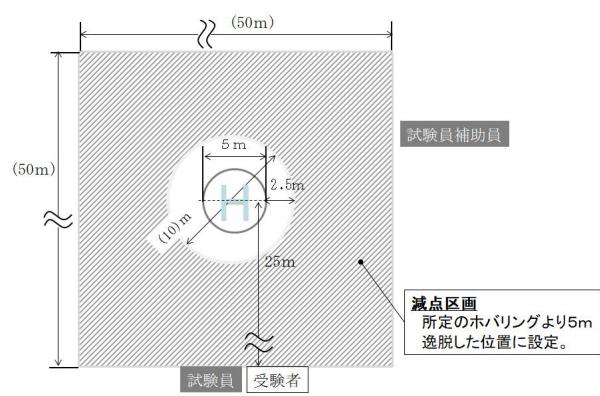
4-2 位置安定機能異常事態における飛行の飛行領域  
(目視外でのホバリング時)

4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路



(略)

4-2 位置安定機能異常事態における飛行の飛行領域  
(目視外でのホバリング時)



※1：目視外でのホバリング時は、不合格区画は設定しない。

※2 (略)

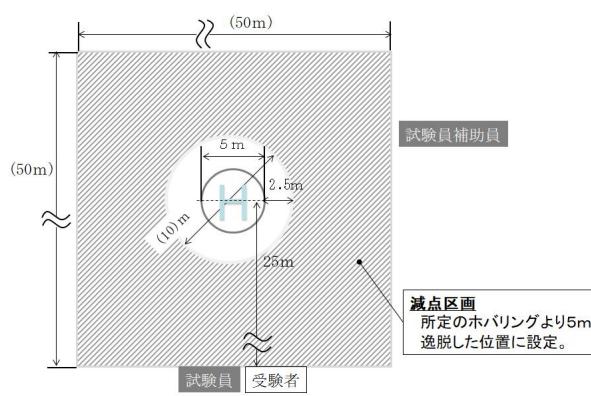
4-2 位置安定機能異常事態における飛行の飛行領域（緊急着陸時）

(略)

### 5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>



※1：目視外での緊急事態であることに鑑み、不合格区画は設定しない。

※2 (略)

4-2 位置安定機能異常事態における飛行の飛行領域（緊急着陸時）

(略)

### 5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>

5－1	(略)	(略)	<u>5－1</u> <u>から5</u> <u>－2ま</u> <u>でを通</u> <u>じて10</u> <u>分</u>	5－1	(略)	(略)	<u>点検結果の記</u> <u>載漏れ又は誤</u> <u>りが一つでも</u> <u>あつ</u> <u>た場合、5点を</u> <u>減点する。</u>
5－2	(略)	(略)		5－2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又</u> <u>は誤りが一つ</u> <u>でもあった場</u> <u>合、10点を減</u> <u>点する。</u>

## VI. 最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
2－1	(略)	(略)	<u>10分</u>

## VI. 最大離陸重量25kg未満の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>

				2-1	(略)	(略)	<p><u>1. 誤りがあつた場合に、1問につき5点を減点する。</u></p> <p><u>2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u></p>
--	--	--	--	-----	-----	-----	--

### 3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>

### 3. 口述試験（飛行前点検）

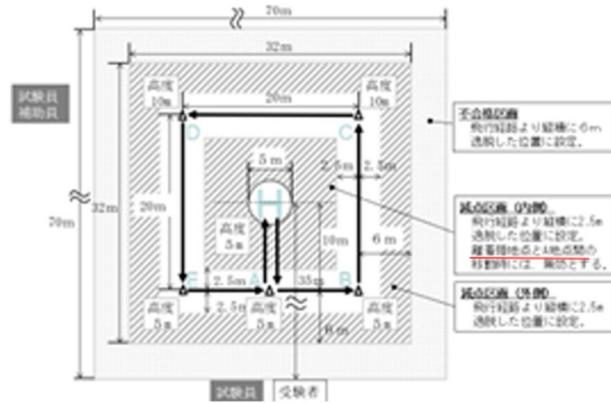
試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>

3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 （4）・（5）（略）	<u>3分</u>	3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 （4）・（5）（略）	<u>3-1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検 記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>
3-2	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて20分</u>	3-2	(略)	(略)	
3-3	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて20分</u>	3-3	(略)	(略)	<u>3-1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検 記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあ</u>

							った場合、10点を減点する。
4. 実技試験				4. 実技試験			
試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。				試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。			
(略)				(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4-1	(略)	(略)	<u>8分</u>	4-1	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は8分する。</u>
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4-2	(略)	(略)  <u>※速度制御のため、1周終了ごとに停止することを減点対象としない。</u>	<u>10分</u>	4-2	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間</u>

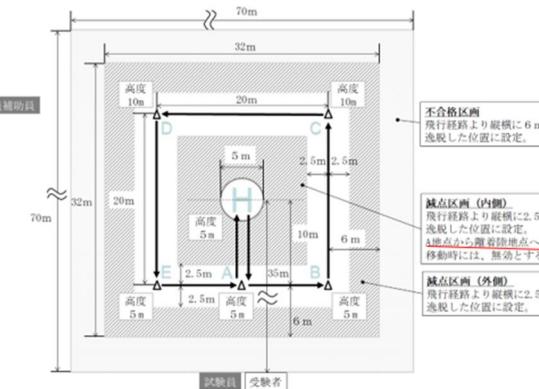
							は 10 分とす る。								
							3. 速度制御 のため、一周 終了ごとに停 止することを 減点対象とし ない								
番号	科目	実施要領		制限時間											
4－ 3	(略)	(略)		15分											
4－1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路				4－1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>科目</th><th>実施要領</th><th>減点適用基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4－ 3</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>1. II. 実技試 験の減点 適用 基準を適用す る。 2. 制限時間 は15 分とする 。</td></tr> </tbody> </table>								番号	科目	実施要領	減点適用基準	4－ 3	(略)	(略)	1. II. 実技試 験の減点 適用 基準を適用す る。 2. 制限時間 は15 分とする 。
番号	科目	実施要領	減点適用基準												
4－ 3	(略)	(略)	1. II. 実技試 験の減点 適用 基準を適用す る。 2. 制限時間 は15 分とする 。												



(略)

## 4-2 円周飛行の飛行経路（略）

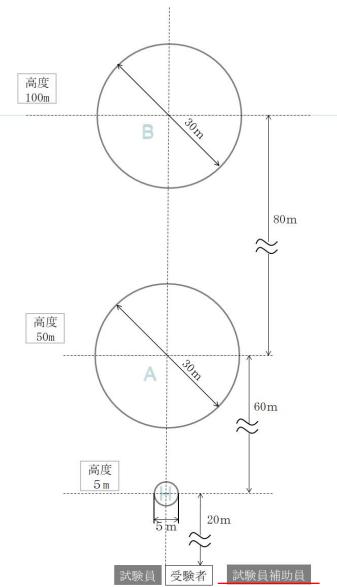
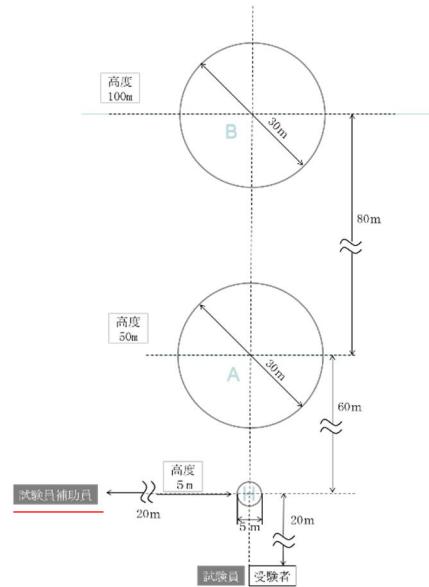
### 4-3 高高度飛行の飛行経路



(略)

#### 4-2 円周飛行の飛行経路 (略)

### 4-3 高高度飛行の飛行経路



(略)

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

飛行後点検と飛行後の記録

(略)

番号	科目	実施要領	制限時間
5-1	(略)		<u>5-1から</u> <u>5-2を通</u> <u>じて10分</u>
5-2	(略)	(略)	

(略)

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

飛行後点検と飛行後の記録

(略)

番号	科目	実施要領	減点適用基準
5-1	(略)		<u>点検結果の記</u> <u>載漏れ又は誤</u> <u>りが一つでも</u> <u>あった場合、</u> <u>5点を減点す</u> <u>る。</u>
5-2	(略)	(略)	<u>載漏れ又は誤</u> <u>りが一つでも</u> <u>あった場合、</u> <u>10点を減点す</u> <u>る。</u>

6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

事故、重大インシデントについての報告と対応			
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
6－1	(略)	(略)	<u>3分</u>
6－2	(略)	(略)	<u>3分</u>

6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

事故、重大インシデントについての報告と対応			
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
6－1	(略)	(略)	<u>1. 抜け</u> <u>又は誤りが</u> <u>あった場合</u> <u>、5点を減</u> <u>点する。</u> <u>2. 回答</u> <u>時間3分以</u> <u>内に回答で</u> <u>きること。</u> <u>未回答の場</u> <u>合は5点を</u> <u>減点する。</u>

	6 — 2	(略)	(略)	<p><u>1. 抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。</u></p> <p><u>2. 回答時間3分以内に回答できること。未回答の場合、5点を減点する。</u></p>
VII. 準用  第I章から第VI章までの規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用し、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <u>なお、机上審査及び口述審査（事故、重大インシデントの報告及びその対応）の問題は、国又は指定試験機関から提供されたものを用いることとする。</u>	VIII. 準用  第 I 章から第 VI 章までの規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用し、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			

第I章第1項	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の実地試験（以下「実地試験」という。）	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の修了審査（以下「修了審査」という。）	第I章第1項	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の実地試験（以下 <u>單に</u> 「実地試験」という。）	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の修了審査（以下 <u>單に</u> 「修了審査」という。）
第I章第2項、 <u>第8項及び第11項</u> 、第II章、第III章、第IV章、第V章並びに第VI章	実地試験	修了審査	第I章第2項、第II章、第III章見出し、 <u>第1項1-1及び1-3</u> 、 <u>第IV章見出し、第1項1-1及び1-7</u> 、 <u>第V章見出し、第1項1-1及び1-6</u> 並びに第VI章見出し、 <u>第1項1-1及び1-4</u>	実地試験	修了審査
第I章第2項、 <u>第9項、第10項及び第12項</u> 、第II章 <u>第1項1-3、1-4及び減点適用基準</u> 、第2項 <u>2-3、2-4、2-6</u> 、	受験者	受講者	第I章第2項 <u>及び第6項</u> 、第II章、第III章第2項から第4項まで、及び第6項、第IV章第2項から第4項まで、第V章第1	受験者	受講者

<p><u>2 - 7 及び減点適用基準、第3項3 - 3、3 - 4 及び減点適用基準、第III章第2項から第4項まで、及び第6項、第IV章第2項から第4項まで、第V章第1項1 - 3から1 - 5まで、第2項から第4項まで並びに第VI章第2項から第4項まで、<u>及び第6項</u></u></p> <p>第I章第3項から第5項まで、第7項、<u>第9項、第10項及び第12項、第II章第1項減点適用基準、第2項</u>、第III章第1項1 - 3及び第4項、第IV章第1項1 - 3及び1 - 7並びに第4項、第V章第1項1 - 3及び1 - 6並びに第4項、第VI章第1項1 - 3及び1 - 4並びに第4項</p> <p><u>第I章第9項から第10項及び第12項並びに第V章第1項1 - 4</u></p> <p>第I章第2項、第3項<u>及び第11項、第II章第2項2 - 7、2 - 8及び減点適用基準、第III章第2項から第6項まで、第IV章第2</u></p>			<p>項1 - 3から1 - 5まで、第2項から第4項まで並びに第VI章第2項から第4項まで</p> <p>第I章第3項から第5項まで、第7項<u>及び第8項、第II章、第III章第1項1 - 3及び第4項、第IV章第1項1 - 3及び1 - 7並びに第4項、第V章第1項1 - 3及び1 - 6並びに第4項、第VI章第1項1 - 3及び1 - 4並びに第4項</u></p> <p>(新設)</p> <p>第I章第2項及び第3項<u>並びに第II章から第VI章まで</u></p>		
	実技試験	実技審査		実技試験	実技審査
	<u>受験者補助員</u>	<u>受講者補助員</u>			
	試験科目	審査科目		試験科目	審査科目

項から第 5 項まで、第 V 章第 2 項から第 5 項まで、並びに第 VI 章第 2 項から第 6 項まで					
第 I 章第 4 項から第 9 項まで及び第 12 項、第 II 章第 1 項 1 - 2 及び減点適用基準、第 2 項 2 - 5, 2 - 7 及び減点適用基準、第 3 項 3 - 2、第 III 章第 2 項から第 5 項まで、第 IV 章第 2 項から第 5 項まで、第 V 章第 1 項 1 - 5 及び第 2 項から第 5 項まで並びに第 VI 章第 2 項から第 5 項まで	試験員	修了審査員	第 I 章第 4 項、第 6 項及び第 8 項、第 II 章、第 III 章第 2 項から第 5 項まで、第 IV 章第 2 項から第 5 項まで、第 V 章第 1 項 1 - 5 及び第 2 項から第 5 項まで並びに第 VI 章第 2 項から第 5 項まで	試験員	修了審査員
第 I 章第 4 項から第 9 項まで及び第 12 項、第 II 章第 1 項減点適用基準、第 2 項 2 - 5 及び減点適用基準、第 III 章第 4 項、第 IV 章第 4 項、並びに第 V 章第 4 項	試験員補助員	修了審査員補助員	第 I 章第 4 項から第 6 項まで及び第 8 項並びに第 II 章	試験員補助員	修了審査員補助員
第 I 章第 5 項	試験を行う者	登録講習機関	第 I 章第 5 項	試験を行う者	登録講習機関
第 II 章第 1 項減点適用基準、第 2 項 2 - 6 及び減点適用基準、第 3 項減点適用基準、第 III 章第 1 項 1 - 2 及び第 3 項、第 IV 章第 1 項 1 - 2 及び第 3 項、第 V 章	試験	審査	第 II 章、第 III 章第 1 項 1 - 2 及び第 3 項、第 IV 章第 1 項 1 - 2 及び第 3 項、第 V 章第 1 項 1 - 2 及び第 3 項並びに第 VI 章第 1 項 1 - 2 及び第 3 項	試験	審査

第1項1－2及び第3項並びに 第VI章第1項1－2及び第3項					
<u>第II章第5項</u> 、第III章1－2及び1－3並びに第2項、第IV章第1項1－2及び1－7並びに第2項、第V章第1項1－2及び1－6並びに第2項、第VI章第1項1－2及び1－4並びに第2項	机上試験	机上審査	第III章1－2及び1－3並びに第2項、第IV章第1項1－2及び1－7並びに第2項、第V章第1項1－2及び1－6並びに第2項、第VI章第1項1－2及び1－4並びに第2項	机上試験	机上審査
<u>第I章第12項、第II章第1項、第3項及び第4項</u> 、第III章第1項1－3、第3項、第5項及び第6項、第IV章第1項1－7、第3項及び第5項、第V章第1項1－6、第3項及び第5項、第VI章第1項1－4、第3項及び第5項	口述試験	口述審査	第III章第1項1－3、第3項、第5項及び第6項、第IV章第1項1－7、第3項及び第5項、第V章第1項1－6、第3項及び第5項、第VI章第1項1－4、第3項及び第5項	口述試験	口述審査

附 則（令和7年12月5日付け国空無機第298768号）

（施行期日）

この通達は、令和8年6月5日から施行する。